平成２１年（フ）第４４６号
石川県石川郡野々市町字三納４街区１番　レオパレスシバグロ102号室、従前の住所石川県石川郡野々市町字徳用町588番地
債務者　中村　邦博
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第４８７号
金沢市駅西本町３丁目９番５号
債務者　倉谷　重寿
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第５２７号
金沢市田上新町414番地３、従前の住所金沢市入江２丁目424番地、従前々の住所金沢市西泉３丁目28番地１
債務者　谷猪　嘉昭
1　決定年月日時　平成21年11月17日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
金沢地方裁判所

平成２１年（フ）第１４０号
岐阜県可児市皐ケ丘９丁目６番地
債務者　芳賀　晶子
1　決定年月日時　平成21年11月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
岐阜地方裁判所御嵩支部

平成２１年（フ）第７８２号
愛知県西尾市中原町半谷20番地　市営中野郷住宅Ｙ棟75号室
債務者　眞柄　雅美
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
名古屋地方裁判所岡崎支部破産係

平成２１年（フ）第１６２号
鳥取県米子市旗ケ崎２丁目12番18号　102号
債務者　加納　浩二
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１８７号
鳥取県米子市皆生４丁目２番51号
債務者　山崎　賢二
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第２２０号
鳥取県西伯郡日吉津村大字日吉津39番地12
債務者　瀧井　昌司
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第２３０号
鳥取県米子市三本松３丁目１番11号
債務者　三谷　敬文
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第２３７号
鳥取県米子市旗ケ崎９丁目19番14号
債務者　村川　英夫
1　決定年月日時　平成21年11月19日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
鳥取地方裁判所米子支部

平成２１年（フ）第１０７２号
広島県廿日市市陽光台２丁目５番地22
債務者　山本るり子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５１５号
広島県東広島市西条町田口383番地94
債務者　ユウキグループこと　安光　広宣
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５１６号
広島県東広島市西条町田口383番地94
債務者　安光　華代
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５１７号
広島県東広島市西条町田口383番地94
債務者　安光　和希
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１５９２号
広島県安芸郡海田町南堀川町６番15号
債務者　木原　秀樹
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６４０号
広島市西区古江西町９番34号
債務者　氏川　和育
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
広島地方裁判所民事第４部

平成２１年（フ）第１６４１号
広島市西区古江西町９番34号
債務者　氏川　榮子
1　決定年月日時　平成21年11月18日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年１月18日まで
広島地方裁判所民事第４部